

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成30年3月20日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

東広島モール（東エリア）

(2) 所在地

東広島市西条西本町28番30号

2 変更に係る事項、変更年月日及び変更の理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日 その理由
名称	代表者		
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	福山市南蔵王町六丁目 26番7号	-
その他未定	-	-	-

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日 その理由
名称	代表者		
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	福山市南蔵王町六丁目 26番7号	-
株式会社福屋	代表取締役 大下 洋嗣	広島市中区胡町 6番26号	2017年9月30日 入店
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	東広島市西条吉行東 一丁目4番14号	2017年11月10日 入店

株式会社西松屋 チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	2017 年 11 月 10 日 入店
有限会社加島薬局	代表取締役 加島 直	広島市南区金屋町 5 番 16 号	2018 年 2 月 5 日 入店

3 届出年月日

平成 30 年 3 月 14 日

4 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 30 年 3 月 20 日（火）から平成 30 年 7 月 20 日（金）まで（東広島市の休日
を定める条例第 1 条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前 8 時 30 分から午
後 5 時 15 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課
東広島市西条栄町 8 番 29 号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 30 年 7 月 20 日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課